

第 6 7 号 議 案

新宿区公益保護のための通報に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区公益保護のための通報に関する条例の一部を改正する条例

新宿区公益保護のための通報に関する条例（平成 18 年新宿区条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 3 条第 1 号」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 62 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため